内閣官房令

○内閣官房令第二号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別表（第一条関係）

改正後		改正前	
所在地	官署	所在地	官署
［略］	［略］	［略］	［略］
福島県		福島県	
福島市飯坂町茂庭字蝉狩野山二五	摺上川ダム管理所	［同上］	［同上］
白河市大信隈戸字宮前五	福島森林管理署白河支署大屋森林事務所	［同上］	［同上］
岩瀬郡天栄村大字羽鳥字水上五の一	阿武隈土地改良調査管理事務所羽鳥ダム管理所	［同上］	［同上］
岩瀬郡天栄村大字田良尾字鹿野七四	福島森林管理署白河支署大平森林事務所	［同上］	［同上］
		東白川郡塙町大字塙字桜木町三の一	棚倉森林管理署笹原森林事務所
［略］	［略］	［同上］	［同上］
新潟県		新潟県	
村上市塩野町字屋敷二八五の一	下越森林管理署村上支署塩野町森林事務所	［同上］	［同上］
燕市大川津	信濃川河川事務所大河津出張所	［同上］	［同上］
五泉市村松甲二六二七の一	下越森林管理署村松森林事務所	［同上］	［同上］
上越市西城町二の九の二〇	新潟刑務所上越拘置支所	［同上］	［同上］
上越市西城町二の九の二〇	新潟保護観察所上越駐在官事務所	［同上］	［同上］
上越市西城町二の九の二〇	新潟地方検察庁高田支部	［同上］	［同上］
上越市西城町二の九の二〇	高田区検察庁	［同上］	［同上］
上越市西城町三の二の一八	高田税務署	上越市稲田一の一の七	関川用水土地改良建設事業所
上越市安塚区安塚二二九一の一	上越森林管理署安塚治山事業所	上越市安塚区安塚二二九一の一	上越森林管理署安塚治山事業所
上越市安塚区安塚二二九一の一	上越森林管理署松之山治山事業所	上越市安塚区安塚二二九一の一	上越森林管理署松之山治山事業所
上越市南新町三の五六	高田河川国道事務所	上越市南新町三の五六	高田河川国道事務所
阿賀野市村杉三九四六の一八一	下越森林管理署村杉森林事務所	阿賀野市村杉三九四六の一八一	下越森林管理署村杉森林事務所
［略］	［略］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この内閣官房令は、令和八年四月一日から施行する。